

退職事務手続き（よくある質問）

電話や個別相談等で受けた質問内容等についてまとめましたので、今後の手続きの参考にしてください。

退職手当関係

Q1	特約退職後に再採用された場合の退職手当の勤続期間はどのようになりますか？
A1	特約退職時に退職手当が支給されており、勤続期間は再採用後から数えます。
Q2	採用前に他県で教諭をしていましたが、勤続期間として加算されますか？
A2	他県退職時に退職手当を支給されず、引き続き1日も間をあげずに本県採用された場合は通算されます。
Q3	採用前に非常勤講師をしていましたが、勤続期間として加算されますか？
A3	非常勤講師の期間については、正規職員と勤務時間等が同様でないため、通算されません。なお、常勤講師(66講師、産休育休代替講師等)の期間については、引き続き1日も間をあげずに正規採用された場合は通算されます。
Q4	育休や休職等になった場合、退職手当額に影響はありますか？
A4	支給割合(給料月額に乗ずることとなる割合)の算定基礎となる勤続期間から、休んでいた期間・理由に応じて該当月数を除算して手当額を決定します。
Q5	退職手当の支給日はいつですか？
A5	4月下旬に送金いたします。送金日前に振込予定日等が記載された退職手当決定通知書を送付いたしますのでご確認ください。(※令和2年度末退職者への送金日は令和3年4月27日でした。)
Q6	退職所得の源泉徴収票を紛失しましたが、再発行は可能ですか？
A6	再交付願及び返信用封筒(84円切手貼付)を福利課宛てに提出いただき、再発行することとなります。再交付願の様式は、福利課HP「ダウンロードして使用できる様式一覧」に掲載しています。

任意継続組合員

Q1	退職後、私と被扶養者になっている家族の組合員証等は、どのようになりますか？
A1	現在持っている公立学校共済組合員証・組合員被扶養者証は、使用できなくなります。新たな職場の健康保険証が適用になる場合や新たに配偶者の被扶養者になれる場合を除き、基本的には、居住地の国民健康保険に加入するか、公立学校共済組合の任意継続組合員のいずれかに加入することになります。再任用で常勤職員(週38時間45分)終了の方も同様となります。
Q2	医療保険の給付内容は、どのようになりますか？
A2	国民健康保険と任意継続組合員を比較した場合、どちらも窓口負担は同じ3割負担ですが、任意継続組合員は、在職中とほぼ同様の短期給付(附加給付)を受けることができます。
Q3	早期退職して任意継続組合員に加入したときに、私と被扶養配偶者の年金加入はどうなりますか？
A3	任意継続組合員は、医療保険の給付等のみのため、60歳までは国民年金制度(基礎年金)に加入しなければならないため、居住地の国民年金担当課で手続きしてください。
Q4	任意継続組合員申出書を提出後に、再任用(常時勤務を要する職(週38時間45分))または、臨時的任用職員で勤務することになった場合には、どうなりますか？
A4	常勤及び臨時的任用職員の場合、任用期間が継続する場合は組合員等の資格も継続するため組合員証及び被扶養者証は継続使用できます。任意継続組合員の申込みをした場合は、任意継続組合員の資格が取消しとなります。給付班(022-211-3676)まで連絡をお願いします。
Q5	任意継続組合員資格取得中に臨時的任用職員等で公立学校共済組合の組合員になり任意継続組合員資格を喪失しました。3か月後に任用期間満了等により、公立学校共済組合の資格を喪失したので再度任意継続組合員に加入できますか？
A5	いいえ、できません。任意継続組合員資格喪失後、臨時的任用職員等として公立学校共済組合の資格を新たに取得したときからの組合員期間を計算することから、今回の場合の組合員期間は3か月になり加入要件を満たしていません。なお、任意継続組合員の加入資格は退職日の前日までに引き続き1年以上組合員であることです。(退職日を含めて1年と1日以上)
Q6	任意継続掛金を2年間分一括で納めることはできますか？
A6	いいえ、できません。任意継続掛金は年度ごとに徴収しているので最大で4月から翌年3月分まで納入は可能です。
Q7	任意継続組合員加入後の国民年金の手続きは必要ですか？
A7	はい、必要です。任意継続組合員は現職時と違って、国民年金はご自身で加入手続きが必要になりますので居住地の市区町村の国民年金担当窓口で手続きを行ってください。被扶養配偶者も同様となります。